

千歳市公共工事前金払事務取扱要綱

平成10年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づく公共工事前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象及び支払基準)

第2条 市長は、公共工事前金払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する公共工事で工期が50日以上のもの(公共工事に供することを目的とする機械類(以下「工事用機械類」という。))の製造については納入までに3月以上の期間を要するもの)について必要があると認めるときは、前金払をすることができる。

2 前払金は別表の規定により算出して支払う。

3 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事については、前項の規定により既に支払った前払金に追加して、契約金額の10分の2を超えない範囲内で前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。ただし、中間前金払をすることができる額は、既に支払った前払金と合わせて、契約金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行なわれていること。

(3) 工事の出来高が契約金額の2分の1以上に達していること。

4 前2項により算出した前払金の額に1万円未満の端数があるときは、市長が特に認める場合を除き、その端数は切り捨てるものとする。

(前金払を受ける資格がない者)

第3条 市長は、市との契約において契約の相手方の責めに帰すべき理由により工期等を遅延し、又は違約金を徴収された者には、前金払及び中間前金払をしないものとする。

(前金払の請求等)

第4条 前金払又は中間前金払を受けようとする者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と保証契約を締結し、公共工事前金払保証証書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払認定請求書(第1号様式)により、第2条第3項の要件を満たしていることの認定を請求しなければならない。

3 前項の請求があったときは、第2条第3項の要件を満たしているかについて調査を行い、要件を満たしていると認められたときは、認定し、その結果を中間前金払認定調書(第2号様式)により、当該認定を請求した者に通知するものとする。

(前金払の変更等)

第5条 市長は、前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を変更したときは、次に定めるところにより前払金を追加して支払い、又は返還させることができる。

(1) 契約金額を10分の1以上増額したときは、変更後の契約金額に10分の3(工事については10分の4(中間前金払をしたときは、10分の6))を乗じた額から既に支払った前払金の額を控除した額を支払うことができる。

(2) 契約金額を減額した場合において、既に支払った前払金が変更後の契約金額の10分の4(工事については10分の5(中間前金払をしたときは、10分の6))を超えるときは、その超過する額を返還させることができる。

2 市長は、前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との保証契約が解除されたとき。
- (2) 市との契約が解除されたとき。
- (3) 前払金を別表に掲げる経費以外の支出に充当したとき。

(債務負担行為等に基づく契約の特例)

第6条 第2条、第5条及び別表の規定は、債務負担行為又は継続費(以下「債務負担行為等」という。)に基づく2年度以上にわたる契約を締結した場合について準用する。この場合において、第2条、第5条及び別表中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来形部分等に対する請負代価の相当額」と読み替えるものとする。

2 市長は、債務負担行為等で契約を締結するものについて、必要があると認めるときは、契約会計年度に翌会計年度の前払金を含めて支払うことができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 部分払が認められる工事においては、中間前金払又は部分払のいずれかを、原則として契約締結時に契約の相手方に選択させるものとし、中間前金払を選択した場合は、その後の部分払を行うことはできないものとし、部分払を選択した場合は、その後の中間前金払を行うことができないものとする。ただし、債務負担行為等に係る契約については、中間前金払を選択した場合であっても、当該会計年度における出来高が出来形部分等予定額に達した場合は、当該年度の支払限度額の範囲内で部分払をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(千歳市建設工事前金払事務取扱要綱の廃止)

2 千歳市建設工事前金払事務取扱要綱(昭和63年3月29日決裁)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に千歳市建設工事前金払事務取扱要綱の規定に基づいて締結した工事請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行し、この要綱による改正後の千歳市公共工事前金払事務取扱要綱の規定は、施行の日以後に発注した案件に係る契約から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表 (第2条関係)

区分	前金払の対象とする範囲	割合
工事	一件の契約金額が250万円を超える工事（工事用機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費	契約金額の10分の4（中間前金払は10分の2）以内
設計又は調査	一件の契約金額が250万円を超える設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費	契約金額の10分の3以内
測量	一件の契約金額が250万円を超える測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費	契約金額の10分の3以内
機械類の製造	契約金額が3,000万円以上で工事用機械類の製造に必要な経費（契約金額が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で納入までに3月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事機械類の製造に必要な経費を含む。）	契約金額の10分の3以内

第1号様式

千歳市長

様

年 月 日

受注者 住所
商号又は名称
代表者名（受任者名）

印

中間前金払認定請求書

下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

1 工 事 名

2 契 約 金 額

3 契 約 年 月 日 平 成 年 月 日

4 工 期 自 平 成 年 月 日
 至 平 成 年 月 日

- (注) 1 認定資料として要件を満たしていることが確認できる書類を添付すること。
2 債務負担行為等に基づく契約の場合は、各年度の出来高予定額を契約金額の後へ（ ）書きで記載すること。

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 期	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	
摘 要	
<p>上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを（認定する・認定しない）。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>千歳市長 印</p>	